

修繕業務のうち軽易なものの取扱いに関する要綱

令和3年3月25日財政局長決裁

令和3年4月1日適用

(目的)

第1条 この要綱は、本市が発注する許容価格15万円未満の軽易な修繕業務について、契約の締結、契約の履行の確保等の手続について定め、契約事務を適正かつ迅速に対応することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱においての用語の意義は、各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条に規定する工事
- (2) 小規模工事 岡山市小規模工事取扱規程（平成15年市訓令甲第73号）第2条に規定する工事
- (3) 修繕業務 市有施設、備品等を補修する業務のうち建設工事（小規模工事を含む。）に係るものを除く業務
- (4) 小修繕業者名簿 岡山市小修繕業者登録の試行に関する要綱第5条第2項に定める名簿

(執行伺)

第3条 修繕業務の施行にあたっては、原則として職員が修繕箇所を確認し、状況を把握しなければならない。

2 前項の調査に基づき作成した仕様書、図面等（以下「設計図書等」という。）を執行伺に添付し、課長の決裁を受けるものとする。ただし、許容価格が10万円未満の業務にあっては、執行伺を省略することができる。

3 施行にあたっては、最小の経費で最大の効果を得られるよう努めなければならない。

(見積者の選定)

第4条 見積者の選定は、小修繕業者名簿に登載されている者及び岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）第5条に規定する有資格者名簿に登載されている者のうち、自ら施工できる者から行うものとする。

2 見積書の徴取は、1人のものからとすることができる。

3 見積者の選定にあたっては、業務経歴、能力、取扱品目、施行に係る経費等を考慮し、公正に行わなければならない。

(緊急の措置)

第5条 生命、身体、財産に回復が困難な損害が発生するおそれがあり、緊急に契約を締結する必要があつて、あらかじめ設計図書等を作成することが困難であるときは、第3条の規定にかかわらず、課長の承認を得た上限価格をもって契約するものとし、設計図書等の作成が可能となったときには、直ちに設計図書等を作成し、契約金額等の契約内容を確定しなければならない。

(委任又は下請負の禁止)

第6条 業務の履行に際して、原則として、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(提出書類)

第7条 業務完了時には次の第1号から第2号に掲げる書類を提出させるものとする。

- (1) 修繕業務完成通知書(別記様式)又は納品書
- (2) その他業務の履行の確認に際し、必要と認められる書類

(契約変更の禁止)

第8条 原則として、履行期限の延長、請負代金額の増減等の変更を認めない。

(検査)

第9条 検査員は、職員の中から所属長が指名する。

2 検査員は、検査を行った場合は、所属長に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則(平成25年3月22日財政局長決裁)

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則(令和3年3月25日財政局長決裁)

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

別記様式（第7条関係）

修繕業務
完成通知書

課長	課長代理	課長補佐	係長	課員	担当者

契約年度	年度	請負代金額	円
業務名			
履行場所	岡山市		
契約年月 日	年 月 日	契約期 間	年 月 日～ 年 月 日
<p>上記業務は、 年 月 日完了しましたからお届けします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>岡 山 市 長 様</p> <p>請負者 所在地 商号又は名称 代表者職氏名</p>			

※この様式は許容価格15万円未満の修繕業務に使用する。